

七番一、二八番一から二八番三まで、二九番一から二九番三まで、三〇番一、三〇番二、三〇番三から三〇番五まで、三一八番一、三一八番二、三一八番三から三一八番五まで、三二〇番から三二五番まで、三三六番一、三三六番二、三三七番一、三三七番二、三三八番から三四一番まで、三四二番一、三四二番二、三四三番一から三四三番三まで、三四四番一、三四四番二、四五番から四七番まで、四八番一、四八番二、四九番、五〇番、五一番、五二番一、五二番二、五三番一、五四番一、五五番一、五五番二、五六番一、五六番二、五七番三、五七番四、字下川原向(一番一、一番二、二番一から二番八まで)を加える。

○宮城県告示第十二号

農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号。以下「法」という。)第七条第一項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程を承認した。

平成二十一年十一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所

いわてやま農業協同組合

大崎市岩出山下野目字二ツ屋三十九番地

二 農地保有合理化事業の実施地域

大崎市の一部(旧岩出山町及び旧鳴子町)における農業振興地域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第六条第一項の規定により指定された地域をいう。)の区域

三 農地保有合理化事業の種類

農地売買等事業(法第四条第二項第一号に規定する事業をいう。)

四 承認年月日

平成二十一年十一月二十四日

○宮城県告示第十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県宮沖富地区土地改良事業(農村災害対策整備事業)計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十一年十一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十一年十一月二十四日から平成二十一年十二月二十一日まで

三 縦覧場所

栗原市役所

○宮城県告示第二十六号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第三条第一項の規定により、次のとおり育種母樹林を指定する。

平成二十一年十一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

指定番号	樹種	所在場所	本数	面積	所有者	
					住所	名称
宮城育 二一・一	クロマツ	黒川郡大衡村大衡 字爪木一四	三六五本	〇・三九八 クタール	仙台市青葉区本町 三丁目八番一號	宮城県

○宮城県告示第二十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月二十四日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道

二 路 線 名 三百四十六号

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
A		九・〇	三三・〇	二、二七一・八	上記A及び

東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	新田米山線	登米市迫町新田字滝四三番三地从先から 同市同町新田字館林五八番三地从先まで	平成二十一年 十一月二十四日

○宮城県告示第千三十二号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、宮城県土木部河川課及び宮城県仙台土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 河川の名称

一級河川名取川水系旧筑川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成十九年六月二十一日

三 廃川敷地等の位置

仙台市太白区東大野田六百四十番三及び六百四十一番五

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地 十二・一平方メートル

○宮城県告示第千三十三号

次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により告示する。

なお、この告示の日から三十日を経過しても申出がないときは、宅地建物取引業者の免許を取り消すことがある。

平成二十一年十一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 宅地建物取引業者の商号

有限会社県都土地開発

二 代表者の氏名

芹澤 宏宣

三 事務所の所在地

仙台市若林区上飯田四丁目十四番五十三号

四 免許年月日及び免許番号

平成二十年三月十八日 宮城県知事（五）第三千九百三十一号

○宮城県告示第千三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、津山土地改良区役員
の退任について、次のとおり届出があった。

平成二十一年十一月二十四日

宮城県東部地方振興事務所

所長 東 野 真 人

退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十一年十一月十三日	大森 幸司	登米市津山町柳津字幣崎百二十二番地	理事

教育委員会

宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十一月二十四日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

○宮城県教育委員会規則第十九号

宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則

宮城県立高等学校学則（昭和二十五年宮城県教育委員会規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表宮城県石巻北高等学校の項中

普通科	三年	男女	二〇〇
農業科	三年	男女	二〇〇
総合学科	三年	男女	二〇〇
合計			四〇〇

を

農 普
業 通
科 科
三 三
年 年
男 男
女 女
二 二
四 四
〇 〇
二 二
四 四
〇 〇

に改める。

別表第一第二号の表宮城県石巻好文館高等学校の項の次に次のように加える。

宮 城 県 石 巻 北
高 等 学 校
綜 合 学 科
三 年
男 女
二 四 〇

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。